

# 佐賀県DV総合対策センター 令和元年度(2019年度)事業計画

●開催時期等は、決定次第ホームページやチラシ等でお知らせします。

## 〈研修・啓発事業〉

令和元年(2019年)8月9日現在

事業名	開催時期	開催地	回数	定員	対象	内容
DV関係機関相談員向け研修	第1回 5月14日(火) 第2回 5月23日(木) 第3回 5月30日(木) 第4回 10月1日(火) 5回未定	佐賀市 (アバンセ)	5回	1~3回 各20名 4~5回 各60名	DV被害者支援に携わる相談員等	相談員等の支援スキル向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施します。
市町DV出張研修	5月~2月	希望市町	5回以上	—	市町の職員	DVに対する認識を深めてもらうため、市町の職員を対象とした出張研修を行います。
女性に対する暴力防止講演会	11月予定	未定	1回	未定	県民	女性に対する暴力の根絶にむけた社会的気運の醸成を図るために講演会を開催します。
DV防止啓発展示	11月予定	佐賀市 (アバンセほか)	—	—	県民	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてDV防止啓発パネル等の展示やパープルライトアップを実施します。
女性のための護身術講習*	11月予定	佐賀市 (アバンセ)	1回	未定	県内 16才以上の女性	身を守るための知識や技術を学び、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を高めることを目指す講習会です。
性暴力被害者支援員(実践者向け)研修	未定	拠点病院	1回	未定	拠点病院及び関係機関の職員等	被害者に対する相談対応スキル等を向上させるため、専門家を招いて研修会を開催します。
性暴力被害者支援員スキルアップ研修	7月~9月	拠点病院	10回	60名	拠点病院及び関係機関の職員等	被害者に対する相談支援スキルや専門性を高めるため有識者を招いて研修会を開催します。

\*財団自主事業

## 〈啓発・調査・研究事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数等	対象	内容
高校・大学生向けDV予防教育事業	年間	希望校	10校以上	県内高等学校及び大学等の生徒・学生	デートDVや将来のDVを未然に防止するための講演を行い、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布します。
中学生向けDV予防教育事業	年間	希望校	40校以上	県内中学校の生徒及び保護者、教職員	命の教育、暴力の予防、性感染症予防等についての講演を行います。
中学生向けDV予防教育等講師養成講座事業	年間	未定	10名以上 1回以上	県内中学校の教職員等	中学生予防教育等の講師を育成することを目的とし、予防啓発の講師養成のための研修会を実施します。
小学生向けDV予防教育事業	年間	希望校	10校以上	県内小学校高学年の児童	命の教育、暴力の予防等についての講演を行います。
児童・生徒に対するDVの発見・支援事業	年間	希望地	2回程度	県内各小・中学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等	「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム」の活用を促すために、研修会を行います。
DV予防教育事業等でのアンケートの実施	年間	—	—	DV予防教育等を実施した学校	事業実施前後にアンケートを行うことで教育効果を把握し、より効果の高い教育プログラムへの改善に役立てます。

## 〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
女性のための総合相談	火曜~土曜 9時~21時 日曜・祝日 9時~16時30分 (月曜は休みです。)	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じます。
女性のための法律相談	毎月 第1土曜、第3木曜 13時~16時	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える問題について、女性弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援します。
女性のためのこころの相談	毎月 第3土曜 14時~16時	様々な悩みを抱えた女性	精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
女性のための市町巡回相談(定期派遣)	各市町 月1回 10時~16時 ※市町によって時間が異なる場合がありますので、お問い合わせください。	様々な悩みを抱えた女性	相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民の相談に応じます。
女性のための市町巡回相談(随時派遣)	随時	様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等	市町の要請に応じて、緊急に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じます。また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行います。

## 〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
男性総合相談	電話 毎月第2、第3木曜 19時～21時 面談 毎月第4土曜※ 14時～16時 ※面談の予約がない場合は、電話による相談に応じます。	様々な悩みを抱えた男性	様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
LGBTに関する相談	電話 毎月第2日曜、第4水曜 14時～16時	LGBTに関する悩みを抱えた方	LGBTに関する様々な悩みについて、臨床心理士が電話による相談に応じます。
性暴力被害者支援事業 ・相談支援 ・医療支援 ・精神的支援	【さがmirai】 ・性暴力救援センター・さが 月曜～金曜 9時～17時 ・アバンセ女性総合相談 火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。)	性暴力被害者	2つの窓口で、性暴力被害者の相談に応じ、医療支援、精神的支援に繋がります。また、それに伴う費用も支援します。

## 〈その他事業〉

事業名	開催時期	回数	内容
佐賀県DV総合対策会議	第1回 5月17日(金) 第2回 未定	2回	佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、方針・方策を決定する会議です。
性暴力被害者支援事業調整会	未定	1回	性暴力被害者支援事業について、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするための会議です。
DV被害者支援市町連携会議	第1回 4月16日(火) 第2回～3回 7月30日(火) 第4回～5回 8月 1日(木)	5回	市町や関係機関の連携強化と、DV対策の充実を図るための会議です。
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援	随時	—	県内で活動しているDV被害者支援民間団体等の活動支援を行います。
佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画(2019年度～2023年度))策定に伴う支援強化事業	年間	—	「SNS等新たな相談手法の開発」「面会交流支援の仕組みづくり」「加害者更生プログラムの調査」「DV被害者の心への修復的アプローチ」「特別支援学校向けプログラムの作成」に取り組みます。
DV被害者等への支援*	随時	—	DV被害者等への支援のほか、アバンセ基金への寄付協力を依頼します。

\*財団自主事業

○掲載内容の一部を変更する場合があります。各事業の募集時期や申込方法など、詳細は佐賀県DV総合対策センターへお問い合わせください。  
○県民一般を対象とする講演会や相談などでは、6ヶ月～就学前までのお子様の託児サービスを行います。(事前申し込みが必要です。)

## 【お問い合わせ】

佐賀県DV総合対策センター (アバンセ内)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

( TEL 0952-28-1492 ・ FAX 0952-25-5591 ・ E-mail dv@avance.or.jp ・ URL <http://www.avance.or.jp> )

佐賀県DV総合対策センターの事業は、佐賀県からの委託\*を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。 \*財団自主事業を除く

もし、性暴力被害にあってしまったら、一人で悩まずご相談ください。



性暴力救援センター・さが ☎0952-26-1750  
月曜～金曜 9時～17時  
※ただし、救急受診はこの限りではありません。

アバンセ女性総合相談 ☎0952-26-0018  
火曜～土曜 9時～21時  
日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。)